

令和2年度第2回

北海道

文化財保護審議会

日時：令和2年6月19日（金）10時00分～

場所：道庁別館 教育庁8階1号会議室
(札幌市中央区北3条西7丁目)
渡島教育局 ミーティングルーム
(函館市美原4丁目6番16号)
オホーツク教育局 会議室
(網走市北7条西3丁目)
十勝総合振興局 4階AB会議室
(帯広市東3条南3丁目)

会議次第

1 開 会

2 挨 捵

3 議 事

(1) 報告事項

ア 文化財の指定の状況について

イ 令和元年度北海道指定文化財現況調査結果について

(2) 協議事項

北海道における文化財保存活用大綱について

4 閉 会

令和2年度第2回北海道文化財保護審議会出席者名簿

日時：令和2年6月19日（金）10時00分～
 場所：道庁別館 教育庁8階1号会議室
 渡島教育局 ミーティングルーム
 才ホーツク教育局 会議室
 十勝総合振興局 4階A B会議室

1 委員

氏名	職業等	氏名	職業等
いぬい よしこ 乾 淑子	京都造形芸術大学 講師	すみ みやこ 角 美弥子	北海道教育大学岩見沢校 准教授
おおはら まさし 大原 雅	北海道大学大学院 環境科学院長	せがわ たくろう 瀬川 拓郎	札幌大学 教授
おおはら まさひろ 大原 昌弘	北海道大学総合博物館 教授	なかむら かずゆき 中村 和之	函館工業高等専門学校 特任教授
こじま きょうこ 児島 恭子	札幌学院大学 教授	はぶか ひさお 羽深 久夫	札幌市立大学 専門研究員
こすぎ やすし 小杉 康	北海道大学大学院 教授	もり まさと 森 雅人	札幌大谷大学 教授
さわむら ひろし 澤村 寛	足寄動物化石博物館 特任学芸員	まつうら あきら 松浦 明	北海道開発局 開発監理部長
しらき さいこ 白木 彩子	東京農業大学 生物産業学部准教授		

※ 敬称略

2 事務局（文化財・博物館課）

所属名	職名	氏名
北海道教育庁生涯学習推進局	局長	添田 雅之
北海道教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課長	相川 芳久
	課長補佐（文化財保護係）	横田 紀子
	課長補佐（文化財調査係）	西脇 対名夫
	係長（文化財保護係）	福井 寿洋
	主査（文化財保護係）	佐藤 泉
	専門主任（文化財保護係）	木村 千尋
	専門主任（文化財保護係）	赤井 文人

北海道文化財保護審議会条例

昭和50年12月23日条例第33号
改正 平成10年7月1日条例第33号
平成17年3月31日条例第45号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定により、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(教育委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

2 北海道文化財専門委員条例（昭和28年北海道条例第100号）は、廃止する。
(以下省略)

北海道文化財保護審議会規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第11号

改正 昭和52年8月24日教育委員会規則第19号
平成元年4月1日教育委員会規則第7号
平成17年4月1日教育委員会規則第9号
平成18年3月31日教育委員会規則第4号
平成19年5月31日教育委員会規則第10号
平成24年3月30日教育委員会規則第4号

北海道教育委員会は、北海道文化財保護審議会条例（昭和50年北海道条例第33号）第8条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

（審議会への諮問）

第1条 北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項については、あらかじめ、北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 道指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 道指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 道指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び追加認定並びにその認定の解除
- (4) 道指定有形民俗文化財又は道指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 道指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち記録を作成し、保存し、又は公開すべきものの選択
- (6) 道指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定
- (8) その他文化財の保存及び活用に関し教育委員会が必要と認める事項

（部会）

第2条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、次の表のとおり部会を置く。

名称	調査審議会事項
第1部会	有形文化財、史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第2部会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項
第3部会	名勝及び天然記念物に関する事項

2 部会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。

3 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

第3条 各部会に、部会長を置き、その部会に属する委員及び特別委員が互選する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、生涯学習推進局文化財・博物館課において処理する。

（細目）

第6条 この教育委員会規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。
(以下省略)

北海道文化財保護審議会運営要項

〔昭和51年4月20日
北海道文化財保護審議会決定〕

北海道文化財保護審議会規則（以下「規則」という。）第6条の規定により北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の議長）

第1 会長は審議会の議長となり議事を整理する。

第2 会長、副会長が共に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（建議）

第3 建議案を提出しようとする委員は、案を作成し、会長に提出するものとし、審議会において審議するものとする。

（審議会の議事）

第4 規則第1条の規定による諮問に応じ、審議会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則第1条第1項から第7項に規定する道指定文化財の指定及び解除、道指定無形文化財の保持者、保持団体の認定及びその認定の解除、無形の民俗文化財の記録保存選択並びに国指定史跡名勝天然記念物の仮指定に関する事項。
- (2) 道指定文化財の管理、修理及び保存の勧告に関する事項。
- (3) その他文化財の保存、管理及び活用に関し特に重要な事項。

（審議会への報告）

第5 北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項について審議会に報告するものとする。

- (1) 道指定文化財の所有者、管理責任者の変更等に関する事項。
- (2) 道指定文化財の滅失、毀損等に関する事項。
- (3) 道指定文化財の管理、修理及び保存の措置に関する事項。
- (4) 道指定無形文化財の保持者及び保持団体の氏名、名称等の変更及び構成員の移動等に関する事項。
- (5) 国指定文化財の指定及びその指定の解除（本道に関係のあるもの）及び市町村指定文化財の指定及び解除に関する事項。
- (6) その他文化財の保存、管理及び活用に関する特に重要な事項。

（部会の議長）

第6 部会長は部会の議長となり議事を整理する。

（他部会との連携）

第7 部会の調査審議を行う場合において、他部会の意見を求めることができる。

部会長は必要に応じ関係部会長と協議し、2以上の部会の合同会議をすることができる。

（部会の議事）

第8 部会における議事は、規則第2条第1項に規定する専門の事項を調査審議する。

第9 第8に定めるもののほか、次の事項に関し、教育委員会の求めに応じ調査審議するものとし、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

ただし、部会で決定した場合は、次回の審議会にその旨報告するものとする。

- (1) 道指定文化財の現状変更等の許可及び許可に係る条件等に関する事項
- (2) 道指定文化財の公開の勧告に関する事項
- (3) 前各号のほか、審議会長が部会において調査審議し決定すべきものと認めた事項

北海道文化財保護審議会傍聴要領

(平成18年8月30日 北海道文化財保護審議会決定)

1 傍聴手続き

- (1) 北海道文化財保護審議会の会議(以下「会議」という)の傍聴を希望する方は、事前に電話で申し込むか、当日、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、会議の議長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴者は、10名以内とします。先着順とし、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については、別に許可します。

2 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守してください。

- (1) 私語等はつつしみ、静粛に傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 飲食(軽飲料を除く)及び喫煙などはできません。
- (3) 写真撮影、録画、録音等はできません。ただし、会議の議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している方
- (3) 前2号のほか、議長において傍聴が不適当と認める方

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は制止しますが、これに従わないときは、議長の指示により退室していただく場合があります。

附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準

(平成28年3月30日 教育委員会決定)

(平成31年4月10日 一部改正)

(令和元年5月29日 一部改正)

第1 趣旨

この基準は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関、懇談会及び連絡調整会議（道立学校に置かれるものを除く。）の適正な設置又は開催及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 この基準において「附属機関」、「懇談会」及び「連絡調整会議」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関

(2) 懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの

(3) 連絡調整会議

ア 教育委員会及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、教育委員会が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの

イ 教育委員会の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、教育委員会が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議

2 この基準において「所管課長等」とは、附属機関、懇談会又は連絡調整会議を所管する本庁の課長（幼児教育推進局幼児教育推進センター長を含む。）、出先機関の長及び所管機関の長（道立学校長を除く。）をいう。

3 この基準において「法令等」とは、法律、政令及び府省令（告示を含む。）並びに条例、規則、訓令及び告示をいう。

第3 附属機関の設置

1 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 新たに附属機関を設置する場合には、類似又は関連する既存の附属機関の有効活用や関係者による会議の開催、有識者等からの意見の聴取等の他の手段の活用による対応を十分検証の上、必要最小限の設置とする。

(2) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて適切な範囲のものとする。

2 所管課長等は、新たに附属機関を設置する場合については、総務政策局総務課長に協議するものとする。

第4 附属機関の委員の任命等

1 附属機関の委員（以下「委員」という。）の任命に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

(1) 委員の数は、原則として15人以内とする。

(2) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を任命する。

- (3) 北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第5条の規定により、附属機関の設置目的等に応じ、委員を公募し、これに応じた者から任用するよう努める。
- (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」（平成20年4月1日北海道男女平等参画本部改定）を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
- (5) 附属機関の設置目的に応じ、若者世代（おおむね40歳未満の者。以下同じ。）の任命に配慮する。
- (6) 審議などの項目が市町村に関連するものにあっては、委員に市町村職員（市町村長を含む。以下同じ。）を任命するよう努める。
- (7) 附属機関の所掌事務が経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置根拠において、必要な都度委員を任命することができるよう定める。
- (8) 委員には、原則として、一般職に属する道職員（道職員であった者を含む。以下同じ。）を任命しない。
- (9) 委員の任命に当たっては、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員に任命する場合は、この限りでない。
- (10) 委員の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する。以下同じ。）を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員については、12年を限度とする。
- (11) 複数の附属機関及び常設の懇談会において同一人を重複して委員に任命し、又は構成員としようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の委員の場合は、5機関にとどめる。

なお、附属機関又は常設の懇談会の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。

- (12) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」（平成11年3月12日付け道議総第76号北海道議会議長通知）の趣旨を踏まえ、道議会議員を委員に任命しない。
- (13) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第8号から前号までの留意事項を明示した上で、委員の推薦依頼を行う。

2 前項第8号から第12号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は、次のとおりとし、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するとともに、任命等の決定書に当該事情等を具体的に明示する。

- (1) 各種関係団体等に対して、委員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があった場合
- (2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したもの、他に代わるべき適任者がいない場合
- (3) 専門的な知識・経験を有する道職員（医師・教職員・研究職員等）を任命することが特に必要と認められる場合

なお、道職員は、その事務の性質上、やむを得ない場合を除き、当該附属機関の代表者となるものとする。

第5 附属機関の運営

- (1) 附属機関の運営に当たっては、必要に応じ、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 附属機関の円滑な運営に資するよう、委員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。

ア 会議を公開と決定した場合

傍聴者及び報道関係者には、委員に配付する会議資料と同一のものを配付する。

イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合

傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の規定によ

り非開示とされる情報(以下「非開示情報」という。)が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。

- (4) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。
- (5) 附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開、非公開又は一部非公開の取扱いを決定する。
- (6) 附属機関は、会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (7) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)、所管機関文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)等に基づき、作成する。
- (8) 附属機関の設置・改廃、委員の氏名、会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分	公表資料	様式				
附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none">・附属機関の概要・委員名簿	第7第1項の報告様式				
会 議 の 開 催	<table border="1"><tr><td>事前周知</td><td><ul style="list-style-type: none">・会議開催予定(注1)</td></tr><tr><td>会議内容</td><td><ul style="list-style-type: none">・会議資料(注2) (一部非公開・非公開の理由を含む。)・議事録(注3)</td></tr></table>	事前周知	<ul style="list-style-type: none">・会議開催予定(注1)	会議内容	<ul style="list-style-type: none">・会議資料(注2) (一部非公開・非公開の理由を含む。)・議事録(注3)	任意
事前周知	<ul style="list-style-type: none">・会議開催予定(注1)					
会議内容	<ul style="list-style-type: none">・会議資料(注2) (一部非公開・非公開の理由を含む。)・議事録(注3)					

(注1) 日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等を記したもの

(注2) 会議資料には、出席者名簿を含む。

(注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。

第6 附属機関の見直し

所管課長等は、附属機関の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

- (1) 廃止
 - ア 所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
 - イ 関係者による会議の開催や有識者等からの意見の聴取等の他の手段による対応が可能なもの
- (2) 統合
 - ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の附属機関と類似しているもの
 - イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

第7 報告及び協議

- 1 所管課長等は、毎年4月1日現在の附属機関の委員の選任状況(公募を含む。以下同じ。)、開催状況、予算措置状況等及び附属機関の前年度に係る会議の公開等の実施状況について、総務政策局総務課長に報告するものとする。
- 2 所管課長等は、附属機関の廃止、委員の改選を行った場合は、速やかに総務政策局総務課長に報告するものとする。
- 3 所管課長等は、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課

長に協議するものとする。

第8 懇談会の開催、運営等

- 1 懇談会の開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとし、その運営方法等が附属機関と誤解されないよう、明確に区別するものとする。
 - (1) 新たに懇談会の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の懇談会の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。
 - (2) 懇談会については、有識者等からの意見聴取、意見交換、懇談等の場であることから、附属機関とは異なり、恒常的な組織と誤解されないよう、次のいずれかに該当する常設が必要なもの除き、要綱や要領等に基づき常設しない（必要な都度の開催、事案が発生した場合の招集等、決定書により開催する。）。
 - ア 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの
 - イ 条例又は規則で設置するもの
 - ウ 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの
 - エ 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの
 - オ 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と認められるもの
 - (3) 常設しない懇談会について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めるることは差し支えない。
 - (4) 懇談会の名称に、「審議会」、「審査会」、「調査会」及び「委員会」は用いない。ただし、第2号ア及びイの場合は、この限りでない。
 - (5) 懇談会の開催に当たっては、会議への出席の依頼及び承諾の手続によるものとし、原則として、委員等の役職の委嘱は行わない。
 - (6) 懇談会の構成員は、全員が同等の立場で参集を求めるものであることから、会長等を定めない。ただし、議事進行役としての座長の選出は可能とする。
 - (7) 懇談会は、定足数及び議決方法に関する議事手続事項を定めない。
 - (8) 懇談会として、意見の取りまとめや意見の表明を行わない。
 - (9) 懇談会の構成員から聴取した意見等については、「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さない。
 - (10) 懇談会の開催、招集、公開・非公開・一部非公開の決定等の運営は、所管課が行う。
 - (11) 出席の対価として費用を支払う場合は、報償費による。
- 2 懇談会の構成員の選任に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 構成員は、原則として15人以内とする。
 - (2) 懇談会の機能が十分に發揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を構成員とする。
 - (3) 北海道行政基本条例第5条の規定により、懇談会の設置目的等に応じ、委員を公募し、これに応じた者から任用するよう努める。
 - (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
 - (5) 懇談会の設置目的に応じ、若者世代の参加に配慮する。
 - (6) 懇談会の内容が市町村に関連するものにあっては、市町村職員を構成員とするよう努める。
 - (7) 原則として、一般職に属する道職員を構成員としない。
 - (8) 常設の懇談会の構成員の年齢は、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を構成員に任命する場合は、この限りでない。

- (9) 常設の懇談会の構成員の在任期間は、9年を限度とする。ただし、当分の間、女性の構成員については、12年を限度とする。
- (10) 複数の常設の懇談会及び附属機関において同一人を重複して構成員とし、又は委員に任命しようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の構成員の場合は、5機関にとどめる。
- なお、常設の懇談会又は附属機関の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。
- (11) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」の趣旨を踏まえ、道議会議員を構成員としない。
- (12) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第7号から前号までの留意事項を明示した上で、構成員の推薦依頼を行う。
- 3 前項第7号から第11号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は次のとおりとし、常設する懇談会については、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するとともに、依頼又は委嘱の決定書に当該事情等を具体的に明示し、常設しない懇談会については、依頼の決定書に、当該事情等を具体的に明示する。
- (1) 各種関係団体等に対して、構成員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があつた場合
 - (2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したもの、他に代わるべき適任者がいない場合
 - (3) 専門的な知識・経験を有する道職員（医師・教職員・研究職員等）を構成員とすることが特に必要と認められる場合であつて、かつ、道職員以外に適任者がいない場合
- 4 懇談会の運営に当たっては、法令に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。
- (1) 懇談会の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。
 - (2) 会議資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
 - ア 会議を公開と決定した場合
傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
 - イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合
傍聴者及び報道関係者には、非開示情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
 - (3) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等であつて、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。
 - (4) 懇談会の会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
 - (5) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針、所管機関文書管理規程運用方針等に基づき、作成する。
 - (6) 常設の懇談会の設置・改廃及び構成員の氏名並びに懇談会の会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分	公表資料	様式
常設の懇談会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・常設の懇談会の概要 ・構成員名簿 	第8第7項の報告様式
懇 事前周知	・会議開催予定(注1)	任意

談 会 の 開 催	会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料(注2) (一部非公開・非公開の理由を含む。) ・議事録(注3) 	
-----------------------	------	--	--

(注1) 日時、開催場所、懇談事項、傍聴の可否等を記したもの

(注2) 会議資料には、出席者名簿を含む。

(注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。

5 所管課長等は、常設の懇談会の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

(1) 廃止

所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したものの

(2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の懇談会と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

6 常設する懇談会の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条例又は道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。

7 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の懇談会の構成員の選任状況、開催状況、予算措置状況等及び会議の公開等の実施状況について、総務政策局総務課長に報告するものとする。

8 所管課長等は、新たに常設の懇談会を設置する場合については、総務政策局総務課長に協議するものとする。

9 所管課長等は、常設の懇談会の廃止、常設の懇談会の構成員の改選を行った場合は、速やかに総務政策局総務課長に報告するものとする。

10 所管課長等は、懇談会について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するものとする。

第9 連絡調整会議の開催、運営等

1 連絡調整会議の設置又は開催に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 新たに連絡調整会議の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の連絡調整会議の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。

(2) 第2第1項第3号(ア)に規定する連絡調整会議は、構成機関の事務執行等の連絡調整を図ることであることから、構成員に対する報償費及び旅費の支出は行わない。

2 連絡調整会議は、次のいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設しない。(必要に応じ開催する。)

(1) 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの

(2) 条例又は規則で設置するもの

(3) 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの

(4) 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの

(5) 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と認められるもの

3 常設しない連絡調整会議について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは差し支えない。

4 道職員以外の者が参加する連絡調整会議の名称に、「審議会」、「審査会」、「調査会」及び「委員

会」は用いない。ただし、第2項第1号及び第2号の場合は、この限りでない。

5 連絡調整会議の運営に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

- (1) 合議制の連絡調整会議については、必要に応じて、部会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 連絡調整会議の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 北海道行政基本条例第5条第2項及び北海道情報公開条例第26条の規定により、法令等、要綱、要領等に基づき設置された連絡調整会議の会議については、原則として公開とし、所管課において会議の公開・非公開・一部非公開を決定する。ただし、法令等、要綱、要領等に基づかず設置された連絡調整会議の会議の公開、非公開又は一部非公開の取扱いは、北海道行政基本条例及び北海道情報公開条例の趣旨を踏まえ、所管課において決定する。
- (4) 会議の資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
 - ア 会議を公開と決定した場合
傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
 - イ 会議を非公開又は一部非公開と決定した場合
傍聴者及び報道関係者には、非開示情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
- (5) 連絡調整会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (6) 議事録は、教育庁文書管理規程運用方針、所管機関文書管理規程運用方針等に基づき、作成する。
- (7) 会議を公開すると決定した連絡調整会議の開催予定、会議資料及び議事録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するよう努める。

区分	公表資料	様式
会 議 の 開 催	事前周知 会議内容	<ul style="list-style-type: none">・会議開催予定(注1)・会議資料(注2) (一部非公開・非公開の理由を含む。)・議事録(注3)
		任意

(注1) 日時、開催場所、連絡調整事項、傍聴の可否等を記したもの

(注2) 会議資料には、出席者名簿を含む。

(注3) 非開示情報が含まれる場合は、その点に配慮した概要版とする。

6 連絡調整会議の見直し

所管課長等は、連絡調整会議の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

(1) 廃止

所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したものの

(2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の連絡調整会議と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

7 常設する連絡調整会議の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条

例又は道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。

- 8 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の連絡調整会議の設置及び開催状況等について、総務政策局総務課長に報告するものとする。
- 9 所管課長等は、連絡調整会議について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課長に協議するものとする。

第10 その他

- 1 各種行事の実行委員会、各種施策の推進、啓発等を目的とする会議等、教育委員会が他の構成機関と同等の立場で参加する会議で、構成機関間の協定、合意書等に基づき設置又は開催されるものについては、この基準は適用しない。ただし、他の構成機関の合意が得られる場合には、第9第5項及び第6項に準じた運営等に努めるものとする
- 2 教育委員会が参加する教育委員会以外の者が設置又は開催する会議については、この基準は適用しない。
- 3 説明、研修、報告等を目的に開催される説明会等については、この基準は適用しない。

附 則

- 1 この基準の全部改正は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 この基準の改正前に設置された委員会等又は改正後のこの基準第2第1項第2号に規定する懇談会若しくは同項第3号に規定する連絡調整会議に該当することとなる会議で、現委員の任期がこの基準の施行の日以降のものに係る当該任期の満了日以前の設置及び運営については、なお従前の例によることができる。

附 則

この基準は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

この基準の一部改正は、令和元年6月1日から施行する。

北海道文化財保護審議会委員一覧

区分	役 職	氏 名	職 業 等	摘要
学識 経験者		いぬい よしこ 乾 淑子	京都造形芸術大学講師	第1部会
	会長	おおはら まさし 大原 雅	北海道大学大学院環境科学院長	第3部会
		おおはら まさひろ 大原 昌宏	北海道大学総合博物館教授	第3部会○
		こじま きょうこ 児島 恭子	札幌学院大学教授	第2部会○
		こすぎ やすし 小杉 康	北海道大学大学院教授	第1部会○
	副会長	きわむら ひろし 澤村 寛	足寄動物化石博物館特任学芸員	第3部会
		しらき さいこ 白木 彩子	東京農業大学生物産業学部准教授	第3部会○
		すずき ゆきと 鈴木 幸人	北海道大学大学院准教授	第1部会○
		すみみやこ 角美弥子	北海道教育大学岩見沢校准教授	第2部会
		せがわたくろう 瀬川 拓郎	札幌大学教授	第1部会
		なかむら かづゆき 中村 和之	函館工業高等専門学校特任教授	第1部会 第2部会○
		はぶかひさお 羽深久夫	札幌市立大学専門研究員	第1部会
		もりまさと 森雅人	札幌大谷大学教授	第2部会
行政 関係者		まつうら あきら 松浦 明	北海道開発局開発監理部長	第2部会
		こじま けんたろう 小島 健太郎	北海道森林管理局計画保全部長	第3部会

○は部会長、○は副部会長

*任期：平成30年（2018年）7月1日から令和2年（2020年）6月30日まで

道指定無形民俗文化財について

北海道教育委員会は、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 2 年（2020 年）5 月 19 日付け（北海道教育委員会告示第 28 号）で別記の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定しました。

別記

- 1 種 別 無形民俗文化財（風俗慣習）
- 2 名 称 金刀比羅神社例大祭
- 3 指定年月日 令和 2 年 5 月 19 日
- 4 所 在 地 根室市
- 5 保 護 団 体 金刀比羅神社奉賛会
- 6 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和 52 年北海道教育委員会規則第 12 号）第 53 条及び別表第 6 道指定無形民俗文化財指定基準

- 1 風俗慣習のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの
 - (1) 由来、内容等において生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

(2) 指定理由

金刀比羅神社例大祭は、根室市に鎮座する金刀比羅神社の祭礼として伝承されてきたもので、神輿に山車が供奉して市内を巡幸する形態をとっている。

同社の創始は、祭礼資料や記録から、文化 3 年（1806 年）に場所請負人の高田屋嘉兵衛が金刀比羅大神を奉斎したと伝えられている。

祭礼で行われる神輿渡御では、重量約 1.5 トンの神輿を道中一貫して人力によって担ぎ、4 つの祭典区が繰り出す山車には子供や若者が担う手古舞・金棒・先太鼓・お囃子などの演目が加わり、奉賛会役員や大祭奉仕者と祭典区が協力しながら、盛大な祭りになるよう努力をしている。

この祭礼は、由来、内容等において、漁場の開発・振興により繁栄した根室を象徴しており、本道における典型的な風俗慣習として、その在り方や変遷を理解する上で特に重要なものである。



道指定無形民俗文化財について

北海道教育委員会は、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 2 年（2020 年）5 月 19 日付け（北海道教育委員会告示第 28 号）で別記の無形民俗文化財を北海道の無形民俗文化財に指定しました。

別記

- 1 種 別 無形民俗文化財（民俗芸能）
- 2 名 称 釧路鳥取きりん獅子舞
- 3 指定年月日 令和 2 年 5 月 19 日
- 4 所 在 地 釧路市
- 5 保 護 団 体 釧路鳥取きりん獅子舞保存会
- 6 指定の事由

(1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和 52 年北海道教育委員会規則第 12 号）第 53 条及び別表第 6 道指定無形民俗文化財指定基準

2 民俗芸能のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

(2) 指定理由

釧路鳥取きりん獅子舞は、明治 17、18 年（1884、1885 年）に鳥取県から現在の釧路市鳥取地区に移住した鳥取県土族の子孫が、昭和 15 年（1940 年）に、故郷の鳥取県因幡地方に伝わる獅子舞を鳥取神社に奉納したことを始まりとし、受け継がれている民俗芸能である。

鳥取県因幡地方の麒麟獅子舞は、鳥取県因幡、兵庫県但馬地方以外で伝承されているのは北海道のみで、道内でも釧路市と利尻町だけに伝承された民俗芸能である。中でも釧路鳥取きりん獅子舞は、これまで途絶えることなく伝承されてきており、芸能の発生及び同地区の開拓の歴史的特色を示すものとして特に重要なものである。



道指定天然記念物について

北海道教育委員会は、北海道文化財保護条例（昭和 30 年北海道条例第 83 号）第 31 条第 1 項の規定により、令和 2 年 5 月 19 日付け北海道教育委員会告示第 29 号で別記の記念物を北海道の天然記念物に指定しました。

別記

- 1 種 別 天然記念物（地質鉱物）
- 2 名 称 ナカガワニシン化石
- 3 指定年月日 令和 2 年 5 月 19 日
- 4 品 数 1 標本（化石点数 1 点）
- 5 規 模 全長 230～240mm（推定）
- 6 所 在 地 中川郡中川町字安川 28 番地 9（中川町エコミュージアムセンター）
- 7 所 有 者 中川町
- 8 指定の事由

（1）指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和 52 年北海道教育委員会規則第 12 号）第 57 条及び別表第 8 道指定史跡名勝天然記念物指定基準天然記念物の部

次に掲げる動物、植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、自然を記念するもの

3 地質鉱物

（12）特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

（2）指定理由

ナカガワニシン化石は、中生代白亜紀（1 億 4,500 万～6,600 万年前）では国内で唯一、頭部から胴部及びヒレ・ウロコが生息時の立体的な形で観察できる、極めて保存状態が良好な魚類化石である。また、アプソペリックス属魚類化石としては東アジアで初めての発見であり、同属の汎世界的な分布を示す標本として学術的に価値が高い。



令和元年度北海道指定文化財現況調査結果について

1 趣旨

北海道文化財保護条例の規定に基づき指定された文化財について、現状又は管理若しくは修理の状況を把握することにより、適切な保存及び活用に資するもの。

2 調査内容

北海道指定文化財現況調査実施要領（平成 24 年 3 月 30 日生涯学習推進局長決定）に基づき、市町村教育委員会が道指定文化財の現況を現地で確認又は関係者に聴取し、現状又は管理若しくは修理の状況を調査票に記載し、道教委に提出する。

3 調査結果等

道指定文化財の所在する市町村教育委員会から次のとおり調査結果の報告があった。

道指定文化財 163 件（平成 31 年 4 月 1 日現在）

【調査結果一覧】 (件)

指定分類	指定 件数	修理等の 必要 有	修理等の 計画 有	備考
1 有形文化財	87	13	3	
2 有形民俗文化財	6	3	0	
3 無形民俗文化財	7	0	0	
4 史 跡	26	5	0	
5 名 勝	2	0	0	
6 天然記念物	35	8	3	
計	163	29	6	

※修理等の必要が有る物件の詳細については、別添道指定文化財現況状況一覧のとおり

4 課題及び今後の対応

対象文化財 163 件のうち 29 件 (18%) が修理等の必要な文化財であるが、そのうち修理等の計画があるものは 6 件となっており、予算の確保が困難であることなどから、多くの物件では修理の目処が立たず、補修計画を立てられない状況がうかがえる。

今後については、道が交付する地域づくり総合交付金が、平成 28 年度から道指定文化財の修理についても交付対象となったこと等を踏まえ、整備等に関する情報収集に努め、文化財の損失や毀損の危険性の高いものを見極めながら、市町村や所有者に対し、修理に関する協議などの対応を進めることとする。

道指定文化財現況状況一覧

1 有形文化財

管内	登録年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修 理・整備部分	保 存 保 考
石 指	1 S39. 10. 3	琴似屯田兵屋	札幌市	非公開	①劣化：屋根下地、外壁下見板等及び内部土壁の一部に劣化あり（腐食、亀裂） ②破損：破風板、外壁下見板等の一部に破損あり ③防災設備：火災報知器、熱感知器、消火器設置	○屋根下地材全面修理（屋根葺替） ○破風、外壁下見板等及び内部土壁の折分修理 ①柱根縫改修。玄関ポーチ改修（雨水等が建物本体に流れ込まないようにする）。 ②軒丸材の一部取替。 ③漆飾りの取替。 ④テラ交換 ⑤欠損部の埋め木。防虫を兼ねた防腐剤の塗布。	なし
後 志	2 S33. 4. 10	野幌屯田兵第二中隊本部	江別市	公開	○平成24年度建築設計業者による現況調査。主な劣化箇所は下記のとおり。 ①玄関付近の柱脚部：雨水等による腐食 ②壊断リ（3箇所）：風化による揮発・割れ ③窓ガラス（2枚）：風化による一部剥落 ④側面・裏面等の注：鳥害による欠損 ○防犯防災設備：機械警備・火災報知器・消火器	①劣化：屋根下地材全面修理（屋根葺替） ②破損：破風板、外壁下見板等の一部に破損あり ③防災設備：火災報知器、熱感知器、消火器設置	なし
渡 島	3 S34. 2. 24	阿弥陀如来立像	恵庭市	非公開	平成15年に開催された奈良国立博物館特別展に出典の際、同博物館の専門職員より該古跡の保存に当たるとの指導があつた。	平成15年に開催された奈良国立博物館特別展に出典のため、緊急的に火災処置として漆箔の浮き上がりの激しい部分に剥落止めを行った。特別展に出席する際、同博物館の専門職員より該古跡の浮き上がり箇所について指摘があり、近年中に全体の修繕を行う必要があるとの指導があつた。	あり
檜 山	4 S43. 3. 29	漁場建築佐藤家	寿都町	公開	①劣化 無し ②被損 玄関外側壁で一部漆喰の剥落有り。 ③防災設備 有り（消防設備）	破損箇所は応急処置済みであり、見回ったところ他の場所では同様の被損等は見受けられず、拡大の恐れはない。 現在、国指定史跡「旧歌來佐藤家」青画横定後に史跡整備に併せて調査及び協議をしており、青画横定後に史跡整備に併せて補修する予定である。	なし
留 前	5 S43. 3. 29	秋迦稚螺図螭吻波響筆	函館市	公開	劣化 塗食一無、錆一無、変色一有（左側掛軸の駕迎像頭部に色落ち）、変形一無 ・損傷一有（輪郭線から剥がれ、刷毛紙の浮き） ・防災設備の有無及び状態（輪郭線から剥がれ、刷毛紙の浮き）	具体的に話が進んでいたわけではないが、専門家からは刷毛紙が出ていたり替えられ、クリーニング、巻軸への太巻芯の作成等の路線があり、前回修理が明治30年頃ということで、修理後約100年が経過している。	あり
6 S38. 7. 26	旧函館博物館一号	函館市	公開	劣化 塗食一有（外壁）、錆一有（金具類）、風化一無、塗装の変色・剥落一有（外壁・内壁）、変形等一無 ・被損一無、天井部分より雨漏り一有	軒の漆喰剥落、瓦の滑落、石段の隙間、内部壁に剥れ、鉄格子の腐食、塗装剥れ	なし	
7 S38. 7. 26	旧函館博物館二号	函館市	非公開	劣化 塗食一無、錆一有（扉・金具類）、風化一無、塗装の変色・剥落一有（内壁）、変形等一有（土台） ・被損一有（扉・金具類） ・防災設備の有無及び状態（駕迎像頭部に色落ち）	正面及び裏玄関の石段部分の歪み、玄関ドア破損、屋根葺き替え（雨漏り）、内部壁に剥れ、床豆み、塗装剥れ	なし	
8 S38. 7. 26	旧松前城本丸表御殿玄関	松前町	公開	劣化の有無、部位、規模及び原因～風雨にさらされることで、各部木材の腐食がみられる。 ・被損の有無、部位、規模及び原因～土台の不同沈下と、それに伴う柱体のゆがみ、塗装剥離の剥落に加え、風雨による屋根及び軒樋の剥離がみられる。 ・防災設備の有無及び状態～消火器1台	補助事業による土台及び矩体のゆがみの修正、漆喰の補修、屋根鋼板の葺き替えが早急に求められる。	あり	
9 H19. 3. 20	赤形注口土器	八雲町	非公開	赤形注口土器に付属登録されている、深鉢型土器の内面に付着している炭化物の一部が剥落している。	深鉢型土器の内面に付着している炭化物の剥落部位のための保存処理を検討する。	なし	
10 S60. 3. 30	砂船神社本殿	上ノ国町	公開	劣化の状況：屋根の軒先が瓦の重みで曲がり、軒先が曲がったことにより屋根を支える向押柱が曲がっている。 ②被損の有無：なし ③防犯防災設備：なし	文化財修理に精通している者に意見を伺い、所有者との話し合ひのもと慎重に修理方針を定める。	なし	
11 S54. 11. 27	旧小納家住宅	羽幌町	公開	①劣化あり（壁紙全体すすけ、鴨居たわみ、外れ、壁たわみ、壁面剥落、踏み段石割れ、土台腐朽、天井板変形、壁長尺剥落、床板腐食、壁漆喰剥落、天井板変形・ひび、土台腐朽、踏み段石割れ、鐵格子銷、水切盤食、基礎石腐食、基礎石腐食、下見板腐朽、幕板腐朽、下端材腐食） ※劣化部は別添図面のとおり、厚層は経年劣化によるもの。 ②損傷あり（漆喰抜き剥離、壁縫羽目板割れ、天井板欠損、天井板欠損、天井板欠損、天井板欠損） ③防災設備あり（H30. 8法定点検済み／良好）	劣化及び損傷部位について、緊急性が高い箇所から計画的に部分修理を行っていく。 R2-R6		

管内	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修 理 部 分	保 存 管理計画	備 考
釧路	S49. 2. 28 太田屯田兵屋	厚岸町	公開	全体的に老朽化が著しく、部材や柱等の欠損・破損が散見される。部材及び原因…入口付近の敷居部分にゆがみが生じている。なお、冬期間は土間の凍結の影響で、戸建などが上下し、戸の開閉が困難になる。戸の開閉が困難になる。戸の開閉が困難になる。	修理の必要性あり	修理部位：屋根・煙だし・外壁・基礎等 修理方針：屋根葺替・半解体修理・部分修理等	なし	
根室	S43. 12. 18 和田屯田兵村の被服庫	根室市	公開	①老朽化 ②破損 ③防災設備の有無及び状況…消火器を設置し、火災保険に加入。特に異常なし。 有（絶伴の下部 一箇所） 有	修理の必要性あり	修理方法：大工作業により対応	なし	
2 有形民俗文化財								
No.	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修 理 部 分	保 存 管理計画	備 考
石狩	H19. 3. 20 石狩弁天社の鉛鏡（妙法鏡・法鏡大明神像）	石狩市	非公開	大きな変化はないが、神像の逸りが浮き上がり浮き上がった部分が見られるようになってきている。	修理の必要性あり	検討中		
樽山	S38. 12. 24 江差姥神町横山家	江差町	公開	地盤沈下が原因と思われる様々な不具合がある。 藍の基礎破損 蔵の外壁破損 蔵の床不陸 蔵全体のゆがみ ハネダシの柱沈下による梁の傾き	修理の必要性あり	あり		
	S38. 12. 24 江差町姥神社祭礼山車	江差町 (神功山保存会)	公開	人形の御面相に数箇所のヒビ割れを確認した。 付属品の一部に毀損を確認した。	修理の必要性あり	検討中		
3 無形民俗文化財								
No.	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修 理 部 分	保 存 管理計画	備 考
					なし			
4 史跡								
No.	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修 理 部 分	保 存 管理計画	備 考
後志	S25. 8. 28 地鎮山環状列石	小樽市	公開	道指定当時と比較し、配石遺構を取り囲む境界標と碑に著しい劣化が見られる。 ・配石遺構は草地位となる。	修理の必要性あり	将来的に来訪者の安全のため、遊歩道の階段整備及び、史跡内の侵入を防ぐため、境界標の修理が必要である。	なし	
	S26. 9. 6 西輪山環状列石	余市町	公開	①昭和40年度より標示柱1基、説明板1基、昭和48年度より見学者内柱3本、昭和49年度より遺跡保護柵、遺跡周囲見学道路を設置。 ②遺跡として一般に公開している ③なし ④盤の一部破損、応急処置済み	修理の必要性あり	(整備方法) （整備箇所は現在、破損した柵部分に柵棒を設置し、応急処置を行なった。）	なし	
渡島	S42. 3. 17 古武井格納炉跡	函館市	公開	①指定時（または現状変更許可を得て実施した行為の実施後）と比較し変化している部分 ②現在の土地の使用状況 ③今後、保有可能な限りの活用が行われる事がある事の有無及び内容 周囲には民家等の建物は存在せず、開発行為が行なわれる可能性も低く、現状保護されている。 遺構は高炉の主体を含むマウンドや石組みの基礎等が現存している。地表面にはレングガが点在している。 ④管理施設（標識、説明版、境界杭、塀いなど）の状態（劣化、破損の有無）入り口には、史跡名を記載された石碑が1基、石製の説明板が1基設置されている。石製の説明板は、表面が風化し文字が判読しがたい。	修理の必要性あり	(整備方法) 標柱の設置	なし	
渡島	S42. 3. 17 女那川煉瓦製造所跡	函館市	公開	①指定時（または現状変更許可を得て実施した行為の実施後）と比較し変化している部分 ②現在の土地の使用状況 ③今後、保有可能な限りの活用が行われる事の有無及び内容 周囲には民家等の建物は存在せず、開発行為が行なわれる可能性も低く、現状保護されている。 遺構は高炉の主体を含むマウンドや石組みの基礎等が現存している。地表面にはレングガが点在している。 ④管理施設（標識、説明版、境界杭、塀いなど）の状態（劣化、破損の有無）入り口には、史跡名を記載された石碑が1基設置されているが、倒れ、表面が風化し文字が判読しがたい。	修理の必要性あり	(整備方法) 標柱の設置	なし	

管内	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修理の必要性	修理・整備部分	保 存 修 理計画	備 考
No	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修理の必要性	修理・整備部分	保 存 修 理計画	備 考
オホツク 5 S42.3.17 シブノツナイ豊穴生居跡									
オホツク	S42.3.17	シブノツナイ豊穴生居跡	湧別町	公開	①指定時と比較して生じている変化の有無及び内容 管理用道路が設置された豊穴生居跡のうち、その管理に伴つて若干表土等を傷つけている場合がある。昭和41年 が、正確な時期は不明であるが生居跡が複数設されなくなっている場所がある。 ②今後、保存に影響を及ぼす恐れのある無及び内容 放牧地として使用されているため、その使用による影響が若干見られる。それについては発見次第、関係 者に注意・指導している。 （保存への影響の例） 管理用道路（砂利敷き）の整地にかかる史跡部分への微量の現・旧表土破壊。 放牧された牛が決まった場所を歩き続けることで、表土・旧表土の被壊が進んでいる。	あり	（整備方法） ①保存対策・整備活用のための調査 ・豊穴生居跡の範囲や内容を把握するための発掘等調査を平成30年度から実施している。 *重要防衛施設調査（北海道教育委員会主催）が平成26年～29 年に実施されたことに伴う。 ・平成30・31年、近接する川西2道防が北海道教育委員会によ る重要な防衛施設調査の対象となつていている。その成果を踏まえ町 として、シブノツナイ豊穴生居跡と一体の遺跡として保護・活 用を進めることを検討している。 ②整備活用事業 ・計画なし	なし	
5 名勝									
No	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修理の必要性	修理・整備部分	保 存 修 理計画	備 考
					なし				
6 天然記念物									
No	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修理の必要性	修理・整備部分	保 存 修 理計画	備 考
空知 1	S39.10.3	雨竈沿高層湿原帯	雨竈町	公開	・湿原の木道、木橋等について、劣化が進み破損箇所あり。 ・湿原の花、シカ等の食害による被害あり。	あり	（整備方法） ・平成30年度湿原木道測量調査実施。 ・平成31年度より北海道による2ヶ年整備計画で、湿原内の破 損している木道、木橋を整備予定。 ・湿原の花の食害被害が発生しているため、毎年北海道・町・ 研究機関・関係団体による食害監査を実施。 ・毎年登山道の草刈作業を実施（区間毎に実施）	あり	予定元 2年
渡島 2	S43.1.18	茅部の栗林	栗町	公開	栗林は幹周1m超の栗の木112本を擁するが、うち2本は1年近く生態反応が見られないため枯死 した可能性がある。現地は青ヶ丘公園として町民に利用されており、倒木等の利用者への影響を考慮す るために老化と思われる木も散見され、風や雪による折れ枝の状況等を随時確認している。 説明板には基礎コンクリートのタイルの剥落が見られるほか、金属製の盤面が浮いている状態である。	あり	枯死した可能性のある木は樹木医または判定業者等と協議し、 伐採等の対応を検討したい。 （保存整備） 説明板の改修を令和2年度以降に予定。	あり	予定令 和2年
宗谷 3	S34.9.11	札文島標岩付近一帯の野 生物	札文町	公開	・猿の繁殖及び外来種増加による植生への影響が懸念される ・遊歩道に設置された木柵・木道等の一部に劣化が進行している。標識・説明版は損傷・劣化なし	あり	（整備方法） ①立入防止柵更新 ②斜面防止柵更新 ③木道・木階段新設・更新 ④ロープ柵更新・新設 ⑤グレーチング道更新	あり	予定令 和2年
オホツク 4	S32.1.29	温根湯エゾムラサキツツジ	北見市	公開	天然記念物指定当時と比較するとエンノムラサキツツジの衰退は著しく、群落の規模もご数年で縮小して きている。 説明版による影響が頗著であり、今後も鹿が保存に影響を及ぼす恐れがある。 ・鹿の体格は追いつかない状態にある。	あり	ツツジ自身の衰退も目立つたため専門家等によるツツジの診断が 必要であり、場合によつては枝及び葉の剪定や施肥による整備 を行う必要がある。	なし	
オホツク 5	S25.8.28	斜里海岸の草原群落	斜里町	公開	平成3年4月地盤調査のための車両通行用仮設道路を設置。植生に影響がある場所ではなく、植物が繁茂 しているが、他の植物が生育しやすい場所に並んでいる。 現在はイヌ科草本が広範囲に繁茂し、エリ科などその他の植物が生育しやすくなり、植物の種類が失われて いる。斜里海岸の草原群落は一部が減少する一方、イネ科などの植物が増加しており何らかの方策を講じる必要がある。	あり	（整備方法） 解説看板並びに標柱の設置が必要である。小学生や希少植物 などの情報を得るために植生の保護が必要と考える。	なし	

管内	指定年月日	名 称	所在地	公開状況	保 存 状 態	修理の必要性	修理・整備部分	保存修理計画	備考
才ホツク	S32. 1. 29	佐呂間湖畔鶴沼のアッケ シソウ群落	湧別町	公開	①指定時と比較して生じている変化の有無及び内容 アッケシソウの生息範囲は大きく縮小し、ウミドリ等の勢力が強くなっている。 ②今後、保存に影響を及ぼす恐れの有無及び内容 不明。 ③管理施設の状態 標識：昭和32年設置のものが壊れたため、29年度ステンレス製のものに取り換えた。その際、既存の基礎を活かしたため、新たな地而規削は行っていない。 境界杭：湖面の変動により、8本の内7本が所在不明。 説明板：平成10年に更新しており問題なし。	あり	(整備方法) ①保存対策、整備活用たための調査 アッケシソウの生息範囲は徐に減少しているが、その原因を把握できていないため対策がとれない状況である。過去、北東京農大らの研究者や道教委を通じて文化財保護協会により助言等のままの自然環境を維持することとされている。 往々左現場では「アッケシソウが増重でありそれを増やすための対策はしないのか」のような声も寄せられるため、アッケシソウの増減を気にしなくて良いのではなくても良いのであれば、名前から「アッケシソウ」の単語を外し、「野生植物群落」などに変更できないか提案するなどを検討している。 ②整備活用事業 基礎的な学術情報が多く普及事業・保護啓発活動等が行われていない。専門家による環境調査・生態調査を行い、整備のための基礎情報や助言を得る必要があるが、予算化が困難である。	(整備方法) モニタリング(水立・植生)を継続的に実施する 湿原乾燥化を送らせるために、周囲からの影響緩和策を検討する。 見学をするための施設を整備する。	なし
根室	H23. 3. 15	西別温泉ヤチカンバ群落 地	別海町	公開	①指定時と保存状態は変わっていない。 ②指定地周辺の牧草地からの影響や指定地東側排水路の影響により、今後ヤチカンバが衰退していく恐れがある。 ③標識・説明板などの管理施設に破損は見られない。	あり	(整備方法) ①指定当時と比べてヒカリゴケの分布範囲が大きく減少していたが、平成27年11月12日付けの教文博第233号指令で許可を得てヒカリゴケの育成拡張事業によりヒカリゴケの育成範囲は回復している。 ②洞窟入り口上部の岩盤崩落の危険があることから、安全な見学できるようなシェルター等の設置。	なし	
	S38. 12. 24	羅臼のひかりごけ	羅臼町	非公開	③管理施設については問題がない。	あり			